

(3)調査結果

調査結果をまとめた一例を表-2・6に示す。調査の結果、次に示すような照明以外による事故発生要因が存在することが確認できた。しかし、分類Aと分類Bとの間に特定した要因の違いは見られなかった。

沿道の光環境調査結果を巻末の参考資料-1に掲載する。

(照明以外による事故発生要因)

- ・ガソリンスタンドや自動車販売店などの照明による光ノイズによって、横断歩道が視認しにくくなっている(視野を妨げ、視認性の低下)
- ・光ノイズが路面輝度に比べて高輝度であるため、視線が光ノイズ方向に移動しやすくなるため、周囲の車両挙動や横断歩道上の歩行者、道路構造などの運転行動に必要な視覚情報が十分に得られにくい(視野を妨げ、視認性の低下)
- ・陸橋によって、視野が制限される(視野を妨げ、視認性の低下)
- ・樹木によって照明の効果が妨げられたり、視野が制限される(視野を妨げ、視認性の低下)
- ・交差点の交差角度が鋭角であったり、交差点の右左折時の曲率半計が小さいため、特に大型車が対抗車線に逸脱しやすい(道路構造)
- ・交差点や交差点前後の道路が複雑な形状をしていたり縦断勾配を有しているなど、交差点での運転行動に十分な配慮ができなかったり、右折時の横断歩道が視認しにくい(道路構造・環境による心理的な要因・視野を妨げ、視認性の低下)
- ・交差点が縦断勾配のピークにあるため、対向車の前照灯がまぶしい(道路構造・視野を妨げ、視認性の低下)
- ・右折信号がないため、右折車両の無理な運転行動が発生する(道路構造・環境による心理的な要因)
- ・コンビニや飲食店の駐車場への車両の流入出が多いため交通流が乱れ、運転行動の判断ミスが発生したり、無理な運転行動を行いやすくなる(環境による心理的な要因)
- ・渋滞によって運転者の集中力が低下し、運転行動の判断ミスが発生しやすい(環境による心理的な要因)
- ・主道路に横断歩道が無く歩道橋しかないため、自転車や歩行者が乱横断している(その他)

以下の図-2・4(1)~(11)に、調査現場の写真を用いて事故発生要因の事例を説明する。



図-2・4(1) 事故発生要因事例(左:A3、右:A6)

[自動車販売店などの照明が光ノイズになって、視認性を低下させている]



図-2・4(2) 事故発生要因事例 (B2)
[陸橋によって、視野が制限されている]



図-2・4(3) 事故発生要因事例 (B2)
[樹木によって、横断歩道への照明が遮られる]



図-2・4(4) 事故発生要因事例 (A3)
[構造物によって、横断歩道が見にくい]



図-2・4(5) 事故発生要因事例 (B5)
[複雑な構造(五差路)により運転しにくい]



図-2・4(6) 事故発生要因事例 (B4)
[交通量が多く、無理な運転行動(信号無視)]